

診療報酬に関する院内掲示

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養費とは、令和6年度診療報酬改定により令和6年10月から導入された制度です。患者さんの希望により後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)を処方した場合に、令和8年6月より後発医薬品(ジェネリック医薬品)の差額2分の1に相当する金額を選定療養費(自己負担)として患者さんにご負担いただく制度です。詳しくは後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) をご確認ください。

地域支援・医薬品供給対応体制加算について

1. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

当院では、国の施策に基づき、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいます。薬剤部門において、ジェネリック医薬品の品質や安全性、安定供給体制の情報を収集・評価し、適切な採用を決定しております。

2. 医薬品の供給不足時の対応体制

現在、一部の医薬品において全国的な供給不足が発生しております。

当院では、医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な治療が継続できるよう、代替薬への変更や処方量の調整について、適切に対応できる体制を整備しています。

3. 処方変更時の十分な説明

医薬品の供給状況によっては、患者様に投与する薬剤(銘柄)が変更となる可能性があります。変更を行う場合は、医師または薬剤師から事前に十分な説明をいたします。

後発医薬品およびバイオ後続品の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品(ジェネリック医薬品)およびバイオ後続品を積極的に採用しております。

そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品・バイオ後続品になることがあります。ご理解賜りますようお願いいたします。

生活習慣病管理料の算定について

厚生労働省による診療報酬改定(2026年6月施行)に伴い、生活習慣病(高血圧、糖尿病、脂質異常症)の管理体制に一部変更がございました。患者さんの健康と安全を長期間にわたって守るため、以下の点についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 生活習慣病の「嚴重管理」と療養計画書について

高血圧、糖尿病、脂質異常症は、自覚症状がないまま進行し、動脈硬化から心筋梗塞、脳梗塞、慢性腎臓病、肝硬変といった、命に関わる取り返しのつかない合併症を急に引き起こすリスクがあります。国の方針として、これらをこれまで以上に嚴重に管理・指導するため、従来の「特定疾患」から「生活習慣病」としての厳格な管理へと位置づけが引き上げられています。これに伴い、かかりつけ医と患者さんが治療目標をしっかりと共有するため、「生活習慣病療養計画書」を定期的に作成・更新することが義務付けられています。

- 診察室でのご説明とお渡し: 医師より計画書(治療目標や生活アドバイス)の内容をご説明し、患者さんへお渡しいたします。
- 【変更点】2026年6月診療報酬改定により、患者さんによる書面への署名(サイン)は不要となりました。ただし、医師による丁寧な説明と患者さんのご同意が必要な点に変更はございません。
- 待ち時間・診察時間について: 計画書の作成や丁寧な説明を行うため、日頃からの待ち時間に加え、診察時間がこれまでより長くなることが予想されます。スタッフ一同、スムーズな診療に努めてまいります。何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

2. 長期処方について

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の処方を行うことが可能です。

※ なお、長期処方の交付が対応可能かは、患者さんの病状に応じて、担当医が判断いたします。

二次性骨折予防継続管理料、特定疾患療養管理料、皮膚科特定疾患指導管理料

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期処方を行うことが可能です。

※ なお、長期処方の交付が対応可能かは、患者さんの病状に応じて、担当医が判断いたします。

電子的診療情報連携体制整備加算について

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認を利用して取得した診療情報(薬剤情報・特定健診情報等)を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. マイナ保険証利用率 30%以上の実績を有する。
5. 診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した明細書を無料で交付しております
6. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター提示を行っています。

在宅医療 DX 情報活用加算について

オンライン資格確認を行う体制を有しております。

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しています。

電子処方箋を発行する体制については、現在導入に向けて検討中でございます。

電子カルテ情報共有サービスを導入及び活用する体制については、現在検討中でございます。

在宅医療情報連携加算について

当院では、患者さんの同意に基づき以下の連携機関(介護サービス事業所・調剤薬局)とICTツール(MCS:メディカルケアステーション)を活用し、患者さんの医療・ケアに関わる情報を共有しています。

連携機関

- 訪問看護ステーション 生駒メディカルセンター
- 訪問看護ステーション ハビリス
- 訪問看護ステーション生駒 かなめ
- 訪問看護ステーション るーく
- 若葉薬局 生駒店

協力対象施設入所者入院加算について

当院では、協力対象施設入所者入院加算の届出を行っています。

以下の介護保険施設の協力対象機関として、当該介護保険施設から 24 時間連絡を受ける体制をとっております。また、緊急時には入院できる病床を確保させていただいております。

さらに、当該介護保険施設と、入所者の診療情報及び緊急時の対応方針等の共有を図るため、月 1 回以上の頻度でカンファレンスを実施しております。

- 社会福祉法人 晋栄福祉会 特別養護老人ホーム 高山ちどり
- 社会福祉法人 晋栄福祉会 特別養護老人ホーム 高山ちどり(別館)
- 社会福祉法人 福寿会 特別養護老人ホーム ならやま園
- 社会福祉法人 福寿会 特別養護老人ホーム 平城園
- 社会福祉法人 長命荘 特別養護老人ホーム フォレストホーム
- 医療法人 あすか会 介護老人保健施設 アンジェロ
- 医療法人 あすか会 介護老人保健施設 ハビリス

コンタクトレンズ検査料について

- ・検査料の区分：コンタクトレンズ検査料1
- ・初診料の点数：291点
- ・再診料の点数：75点
- ・検査料の点数：200点
- ・診療医の氏名：平林 倫子 眼科診療経験：32年
- ・診療医の氏名：趙 晃国 眼科診療経験：30年

※当該保険医療機関又は当該保健医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者様について、当該検査料を算定した場合は初診料を算定せず再診料を算定します。

上記詳細については、ご遠慮なく受付までお問い合わせください。

※算定開始年月日：平成21年3月1日

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。